

インターネット事件に関する基礎知識と仕組み ～プロバイダ責任制限法の解説に関連して～

- 1 インターネットの掲示板に私の悪口が書かれました。
削除させたいんですが掲示板管理者は削除してくれるでしょうか。
訴訟を起こすため、だれが書いたものか突き止めたいのですがどのような手続きがありますか。

(1) インターネットにおける個人の特定

インターネットで発信者の情報を開示させる方法は、現在、原則としてプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）によるものしかない。弁護士会照会での開示例は無いではないが、ごく稀であり、総務省は、プロバイダ責任制限法によるもの以外の開示は、憲法違反（通信の秘密）という立場をとっている。

(2) プロバイダ責任制限法の内容

- | |
|-------------------------------|
| ①プロバイダの損害賠償責任の制限 ②発信者情報の開示 |
|-------------------------------|

を規定している。あくまでも、プロバイダ（特定電気通信役務提供者）が、責任をとらなくても良い場合を規定することが主眼。

(3) プロバイダ責任制限法の適用範囲

特定電気通信

web ページや電子掲示板＝不特定者へ発信されるもの
※放送法等が適用になるものは除外

特定電気通信役務提供者

プロバイダ、サーバー管理者、電子掲示板管理者等
（営利事業に限らない）

(4) プロバイダ責任制限法の内容

①インターネット上の情報の削除・不削除についてプロバイダが責任をとらなくてよい場合の要件

ア) 被害者側 → <削除して欲しいのに削除しなかった。>
プロバイダが責任を負うのは、以下の2つの場合のみ。

- ・情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- ・情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

イ) 加害者側 → <勝手に削除された。>
プロバイダが責任を負うのは、以下の2つの場合のみ。

当該措置（削除等）が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、
かつ

- ・情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- ・情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置を講ずるよう申出があった場合に、当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

②発信者情報開示の要件

- ・侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- ・当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

＜プロバイダの免責＞

開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。

(5) 発信者情報で開示されるのは何？

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令(平成十四年五月二十二日総務省令第五十七号)

氏名・住所・電子メールアドレス・IPアドレス・タイムスタンプ(情報が書き込まれた日時)

IPアドレスって何？

インターネットやイントラネットなどのIPネットワークに接続されたコンピュータや通信機器1台1台に割り振られた識別番号。インターネット上ではこの数値に重複があってはならないため、IPアドレスの割り当てなどの管理は各国のNIC(ネットワークインフォメーションセンター)が行なっている。

IPアドレスは、4つに区切られた0～255までの数字によって表される。例えば、202.238.95.24のようなものである。

インターネットに接続しているコンピュータには、必ずIPアドレスがついており、世界中に重複は一切無い。したがって、インターネットの世界で、発信源を特定するということは、すなわちIPアドレスを特定するということである。

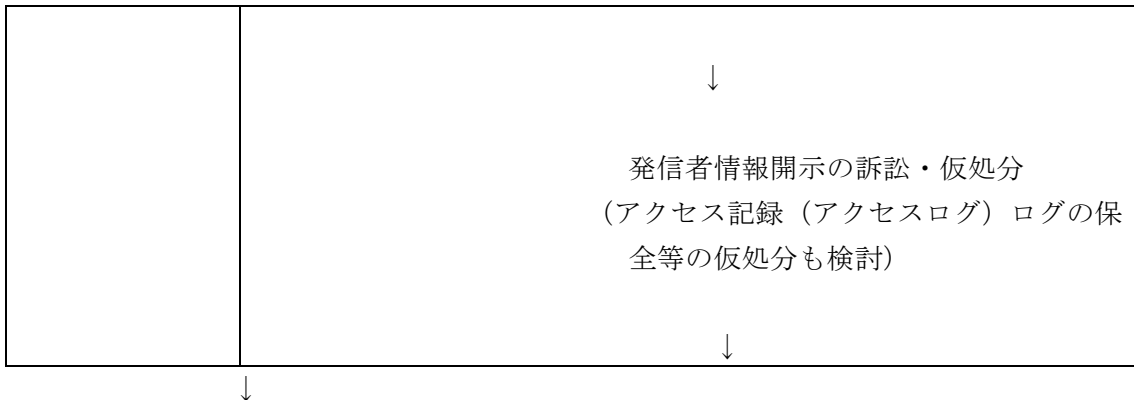
発信者情報開示の手順

- 1 プロバイダ（特定電気通信役務提供者）に請求（書式あり）

↓

- 2 回答あり

回答なし



- 3 住所・氏名が分かれば目的達成

↓

匿名掲示板等で、住所・氏名が分からず、IP アドレスやメールアドレスとタイムスタンプのみが分かった場合

↓

- 4 IP アドレスや、メールアドレスの使用者を突き止める。
サーバー会社やプロバイダが判明したら、名誉毀損の書き込みがなされた日時
にその IP アドレスを使用していた者、あるいはそのメールアドレスの契約者
の住所・氏名について、発信者情報開示を求める。

サーバー会社やプロバイダの突き止め方

①whois の活用

< whois web-shinwa.com の結果 >

Domain Handle: None

Domain Name: web-shinwa.com

Created On: 2005-03-18 06:25:47.0

Last Updated On: 2007-06-11 15:46:00.31

Expiration Date: 2009-03-18 05:25:47.0

Status: ACTIVE
Registrant Name: Housou-Shinwa- Kai
Registrant Organization: Housou-Shinwa-Kai
Registrant Street1: 2-6-4,Motoasakusa
Registrant Street2: Uenosansei Bldg.6F
Registrant City: Taito-ku
Registrant State: tokyo
Registrant Postal Code: 111-004
Registrant Country: JP
Admin Name: iSLE Operationcenter
Admin Organization: GMO HOSTING and SECURITY, Inc.
Admin Street1: 26-1 Sakuragaoka-cho
Admin Street2: Cerulean Tower
Admin City: Shibuya-ku
Admin State: tokyo
Admin Postal Code: 150-8512
Admin Country: JP
Admin Phone: 03-6415-6111
Admin Fax: 03-6415-6103
Admin Email: domain@isle.ne.jp

< whois toben.or.jp の結果 >

a. [ドメイン名] TOBEN.OR.JP
e. [そしきめい]
f. [組織名] 東京弁護士会
g. [Organization] TOKYO BAR ASSOCIATION
k. [組織種別] 公益法人
l. [Organization Type] Organization
m. [登録担当者] SO167JP
n. [技術連絡担当者] SO167JP
p. [ネームサーバ] dns-b.iij.ad.jp
p. [ネームサーバ] dns-c.iij.ad.jp

< whoins nichibenren.co.jp の結果 >

a. [ドメイン名] NICHIBENREN.OR.JP
e. [そしきめい]
f. [組織名] 日本弁護士連合会

g. [Organization] Japan Federation of Bar Associations
k. [組織種別] 任意団体
l. [Organization Type] Association
m. [登録担当者] AI082JP
n. [技術連絡担当者] AI082JP
p. [ネームサーバ] dns-b.iij.ad.jp
p. [ネームサーバ] dns-c.iij.ad.jp

② I P アドレスからも検索ができる

<whois 211.13.204.3 > = web.shinwa.com で使っている I P アドレス
この場合、親和会が契約しているサーバー会社分かる。

Network Information: [ネットワーク情報]

a. [IP ネットワークアドレス] 211.13.200.0-211.13.204.255
b. [ネットワーク名] ISLE-NET
f. [組織名] 株式会社アイル
g. [Organization] Isle,inc.
m. [管理者連絡窓口] MA117JP
n. [技術連絡担当者] MA117JP
p. [ネームサーバ] ns.isle-jp.net
p. [ネームサーバ] ns2.isle-jp.net

③ I P アドレスとドメイン名の相互参照は nslookup を使う

<nslookup web-shinwa.com の結果>

Name: web-shinwa.com
Address: 211.13.204.3

④以上がだめなら、その I P アドレスに対応するドメインの管理団体に、使用者の連絡先を問い合わせる。(N I S など。これは弁護士会照会でも回答が得られることがありうる。)

5 法律上の問題

発信者情報開示訴訟の法律上の論点

プロバイダを通じてインターネットにアクセスし、掲示板に書き込む場合、特定電気通信役務提供者は2人

- ① コンテンツプロバイダ（掲示板）＝コンテンツプロバイダ
- ② アクセスプロバイダ（インターネットへの接続業者）＝アクセスプロバイダ

悪口を書き込んだ人にたどり着くには、まずコンテンツプロバイダから、書き込み者のIPアドレス等を開示してもらい、次にIPアドレスからアクセスプロバイダを突き止め、再度、発信者の住所・氏名の開示を受ける必要がある。

過去には、アクセスプロバイダへの発信者情報開示を認めなかった判決例もあるが、現在では議論も成熟し、認められるのが通常である。東京高判平成16年5月26日（原審東京地判平成16年1月14日 判タ1152号131ページ等）

6 発信者情報開示請求の限界

発信者偽装・虚偽登録・ログ（アクセス記録）の保存期間

7 留意点

インターネットの場合、情報の削除等を求めることで、かえって騒ぎが大きくなることがありうる（日本生命仮処分事件等）。誰もが発信者になりうるので、交渉の経緯を公開したりすることで、企業の強引・傲慢な対応が浮き彫りになってしまうことも。

そのようなリスクがあることを理解して処理することが大切。場合によっては、削除するのではなく、きちんと正面から対応する方がよい場合もある。特に2ちゃんねるは注意が必要である。

便利メモ

その1

<プロバイダ責任制限法に基づく開示請求の主文例>

1 被告は原告らに対し、平成○年×月△日10時10分頃、「125.26.232.6」というインターネットプロトコルアドレスを使用してインターネットに接続していた者の氏名及び住所を開示せよ。

1 被告は、原告に対し、平成○年×月△日ころ、被告のサーバにおいて「web-shinwa.com」というウェブページを開設していた者につき、次の情報を開示せよ。

- (1) 契約者の氏名又は名称、住所（住所は契約時のもの及び変更後のもの）
- (2) 契約料金の請求書の送付先の氏名又は名称及び住所（いずれも変更後のもの）
- (3) 上記契約者の担当者の氏名、住所及び電子メールアドレス（電子メールアドレスは契約時のもの及び変更後のもの）

その2 <ウェブブラウザを使用して whois 検索や nslookup 検索ができるページ>

<http://www.lunaw.com/whois/> （強力）

<http://whois.prove-wsc.com/>

<http://domainya.net/whois.html> （ドメイン管理本家（japnic（JPRS）など）での検索リンクあり）

その3 <とりあえず用語が分からないんだけど>

<http://e-words.jp/w/IP.html>

<http://yougo.ascii24.com/>

インターネット上の商取引のケーススタディ

事例1

Aさんは、B社の設営するインターネットのモールに出店していたCさんから、パソコンを購入することになり、購入画面で、必要事項を入力していった。ところが、購入商品を1台としたつもりが10台と打ち間違えた。Aさんは10台と記載されているのに気が付かず、合計代金欄も、一桁読み違えたまま、購入する旨の箇所をクリックし通知を出してしまった。

なお、このシステムでは、売買契約の内容を確認する画面は表示されなかった。注文を受けたCさんは、Aさん宛に注文を受け付けた旨の通知を出した。丁度Aさんは、何気なく注文の確認をしていたところ、前記記載の誤りを発見し、あわててメールで10台としたのは誤りで、1台しか買わない旨の連絡をした。その後、メールを受信する操作をしたところ、Cさんから、10台の購入に応じた返事が送られていたことを発見した。

この場合、Aさんは支払義務を負うか。

- (1) この設問で、契約は成立しているでしょうか
 - ① Aさんの行為は、契約の申込と承諾のどちらにあたるでしょうか
 - ② 本件で契約が成立したとすれば、それはどの時点でしょうか
(電子契約法4条)
 - ア) Cの注文受付の通知がメールで行われた場合
 - イ) Aさんが「購入する」ボタンをクリックした後、「注文を受け付けました」というWEB画面が表示された場合
 - ウ) 注文受付のメールが文字化けしていた場合
 - エ) B社の利用規約で、契約成立時期が定められている場合
- (2) Aさんは、パソコン10台の売買契約をしたことになりますか
 - ア) 「購入する」ボタンをクリックした際、確認画面が表示された場合
 - イ) 確認画面が表示されなかった場合
- (3) Aさんは、パソコン10台の売買契約が無効であることを主張できるでしょうか
(電子契約法3条)
 - ア) Aさんに重過失があった場合、民法95条との関係はどうなりますか
 - イ) Aさんはパソコン1台の売買契約だったことを主張できるでしょうか

- (4) 設問とは逆に C が、パソコン価格 20 万円を誤って 2 万円と表示していた場合、2 万円のパソコンの売買契約が成立するでしょうか。C が 2 万円で販売しなければならない責任を負うことはありますか。
- (5) いわゆるワンクリック詐欺の事例と対処法
- (6) A が、会社にパソコンを忘れていった日に、誰かが A になりすまし、パソコンに記憶されていたクレジットデータを使って、C から商品を買ってしまったことが分かりました。A は、クレジット会社からの請求に支払いをしなければならないでしょうか (なりすまし事例)

事例 2

甲さんは、インターネットオークションを設営する B 社の会員として、オークションで乙さんから出品されていたブランド品を購入した。乙さんは、これまでの相当の出品をしているとのことでオークションでの評価が良かった。ただ、個人とのことで、住所などの表示はされていなかった。ところが、甲さんは代金を指定の通り支払ったのに、商品が送られてこなかった。あとで調べると、乙さんは、多くの人から代金だけを受け取って、商品を送らず、メールでの連絡が付かなくなっていた。甲さんから相談を受けたときに、取るべき方法は、

- (1) 乙の住所・氏名を特定するにはどうしたらよいでしょうか。
- (2) 乙の行方が分からなかった場合、甲さんが、B 社に責任を追及することはできますか
- (3) 本件オークションにおいて甲さんと乙さんの契約が成立したのはどの時点でしょうか
- (4) 乙から無事に商品が届いたのですが、欠陥がありました。しかし、乙の出品の説明書には「ノークレームノーリターンでお願いします」との記載がありました。瑕疵担保責任を問うことはできないでしょうか。
- (5) 乙は個人の出品者ですが、出品にあたって必ず表示しなければならない事項がありますか。(特定商取引法 11 条)
- (6) 乙は個人出品者ですが、商品のグレードが、実際よりも優れているような表示をして出品していました。このような商品説明が違法になることはありますか。(特定商

取引法 12 条、景表法 4 条)

(7) 乙が出品にあたって「良くできていますが偽物です」と説明しているのに、甲はそれをよく読まず、本物のブランド品だと思いこんで落札してしまいました。甲は、契約が無効であると主張することができるでしょうか。

参考文献・Web サイト

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」 平成 19 年 3 月版 経済産業省

<http://www.meti.go.jp/press/20070330011/denshishoutori3.pdf>

「インターネットを利用して商品の販売等を行う方が守るべきルール」 経済産業省

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/contents4.html>

「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」
公正取引委員会

<http://www.jftc.go.jp/seirei/guidoline/keihin/densi.pdf>

「プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト」 プロバイダ責任制限法対応事業者協議会

<http://www.isplaw.jp/>

「インターネットの法的論点と実務対応」 東京弁護士会インターネット法律研究部編
ぎょうせい 2005

「インターネット上の誹謗中傷と責任」 情報ネットワーク法学会・社団法人テレコム
サービス協会編 商事法務 2005